技術革新と労働に関する実態調査

【旧統計報告調整法 承認統計】

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

【目的】

本調査は、情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握し、労働安全衛生行政推進のための基礎資料とすることを目的とする。

毎年行われる労働安全衛生調査の一環である。労働安全衛生調査の項を参照のこと。

【集計・公表】

(集計)中央集計/機械集計 (公表)結果概況の公表(調査実施後 1 年以内)及び結果報告書の作成 (表章)全国

【調査の構成】

- 1-事業所票
- 2一個人票

1-事業所票 (平成 20 年)

【調査対象】

(地域)日本国全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類による鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス業及びサービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業所

【調査方法】

(選定)無作為抽出 (客体数) 11,000/942,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成20年10月31日現在(系統)厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者

【周期・期日】

(周期) 5年 (実施期日) 平成20年11月1日~11月20日

【調査事項】

- 1. 事業所の属性等に関する事項(1)主な生産品又は事業の内容、(2)事業所の常用労働者数、(3)事務・販売等部門の派遣労働者数、(4)事業所の形態、(5)企業全体の常用労働者数
- 2. コンピュータ機器の使用状況等に関する事項(1) コンピュータ機器の種類、(2) コンピュータ機器のネットワーク化等の状況(3) コンピュータ機器を利用して行う業

- 務、(4) I T機器を用いた安全衛生管理システムの導入状況、(5) 労働者当たりの コンピュータ機器の台数、
- 3. コンピュータ機器の導入等に伴う労働者数の変化等に関する事項(1)労働者数の変化、(2)労働者の業務の性質の変化、(3)労働条件の変更内容、(4)労働者の衛生面に生じた問題、
- 4. VDT 作業者の健康管理等に関する事項 (1) VDT 作業に関する作業環境対策の実施状況、(2) VDT 機器の導入等を設置するに当たっての労働衛生上の配慮、(3) VDT 作業時間に関する管理対策、(4) VDT 健康診断の実施、(5) VDT 作業者の対する健康相談の機会、(6) VDT 作業者に対する労働衛生教育の実施、(7) VDT 作業に従事する労働者の健康管理対策

2-個人票 (平成 20 年)

【調査対象】

(地域)日本国全域 (単位)個人 (属性)事業所調査を対象として抽出された事業所の労働者(派遣労働者を含む。)のうち、事務・販売等に従事する労働者

【調査方法】

(選定)無作為抽出 (客体数) 16,000/26,814,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成20年10月31日現在 (系統)厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者

【周期・期日】

(周期) 5年 (実施期日) 平成 20年 11月 1日~11月 20日

【調査事項】

- 1. 労働者の属性等に関する事項(1)性・年齢、(2)就業形態、(3)職種
- 2. コンピュータ機器の使用に関する事項 (1) コンピュータ機器の使用の有無、(2) 使用するコンピュータ機器の種類、(3) コンピュータ機器を使用して行う仕事の内容、(4) コンピュータ機器の導入に伴う仕事の変化、(5) コンピュータ機器を使用する仕事への適応状況、(6) コンピュータ機器の使用に伴う精神的疲労やストレス
- 3. VDT 作業者の健康管理等に関する事項 (1) 仕事での VDT 作業の状況、(2) 仕事以外での VDT 機器の使用時間、(3) 仕事での VDT 作業に伴う身体的な疲労や症状、(4) VDT 作業を最もよく行う場所、(5) VDT 作業を行う場所の作業環境、(6) VDT 作業の中断、(7) VDT 作業の連続作業時間、(8) VDT 作業に関する適正な作業姿勢等、(9) VDT 健康診断の受診、(10) VDT 作業に係る改善要望

(平成28年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」: 平成20年8月8日承認)